

鹿屋市国際交流協会日本文化ボランティア制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿屋市国際交流協会ボランティア登録制度設置要綱に基づく日本文化ボランティアに係る同制度の運営について必要な事項を定める。

(申込資格)

第2条 日本文化ボランティアへの登録を希望する者で、次の要件を満たしたものを登録する。

- (1) 日本文化ボランティアの趣旨を理解し、鹿屋市の国際交流の推進に熱意を有していること
- (2) 外国人に対し、日本の文化及び伝統芸能等を正しく理解させることができること
- (3) 諸外国に対し、鹿屋市の実情を正しく紹介できること
- (4) 日本文化ボランティアとしてふさわしい常識と品性を備えていること
- (5) 依頼に応じられる時間的余裕があること

(活動の内容)

第3条 日本文化ボランティアは茶道や舞踊等の日本文化や伝統芸能を紹介し、日本文化の理解及び相互理解の推進を図るものとする。

(活動の対象)

第4条 日本文化ボランティアの活動の対象は、次に掲げる用件のいずれかを満たすものであって、協会が承認したものとする。

- (1) 鹿屋市又は協会が主催、共催、後援又は関与する活動
- (2) 鹿屋市内の学校が実施する活動
- (3) その他協会が適当と認めるもの

2 前項に定める活動は、営利を目的としない団体の実施する活動であって、鹿屋市と諸外国との相互理解の増進に役立ち、その友好関係を損なうおそれがないものでなければならない。

4 活動にあたっては、日本文化の紹介についての業を営んでいる者の職域を侵さないように配慮する。

(その他)

第5条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月18日から施行する。